平成２８年（フ）第６６７号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目７番20号、(開始決定時の住所）横浜市港南区上永谷５丁目12番１号
破産者　大木　隆之
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２号
広島市南区宇品海岸１丁目10番23―401号
破産者　植村　由里
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
香川県丸亀市北平山町２丁目12番33―302号山崎マンション
破産者　齋賀　靖弘
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６９１号
福岡市中央区警固２丁目13番17―906号、旧住所福岡市中央区薬院１丁目15番23―706号
破産者　鹿井　博文
1　破産債権の届出期間　平成28年11月30日まで
2　一般調査期日　平成28年12月７日午前10時
平成28年11月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７８７号
名古屋市守山区瀬古１丁目701番地の１　ラドーニ風の館504号
破産者　辻坂　啓司
1　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
2　一般調査期日　平成29年１月19日午前11時10分
平成28年11月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８号
和歌山県紀の川市古和田40番地３
破産者　向井　久純
1　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
2　一般調査期日　平成29年２月９日午後１時35分
平成28年11月11日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６６号
和歌山市土入146番地　メゾン小幡103、開始決定時の住所和歌山市木ノ本67番地22
破産者　和田　健一
1　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
2　一般調査期日　平成29年１月12日午後１時55分
平成28年11月11日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８０号
埼玉県行田市大字持田2488番地14、事業所所在地埼玉県熊谷市佐谷田1422　熊谷総合食品卸売市場内
破産者　丸美屋こと　鎌田　雄三
1　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
2　一般調査期日　平成29年１月17日午前11時
平成28年11月10日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９０号
大阪市阿倍野区昭和町４－５－９　エトワールセゾン児島301号、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町４丁目11番26号　リエラあべの阪南町401号
破産者　吉水　正人
1　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
2　一般調査期日　平成29年２月２日午後２時
平成28年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９号
広島県山県郡北広島町今田3563番地（青葉寮）
破産者　谷川　春久
1　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
2　一般調査期日　平成29年１月18日午後１時30分
平成28年11月14日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
大阪市旭区赤川２丁目10番13号
破産者　松本　俊也
1　破産債権の届出期間　平成28年12月15日まで
2　一般調査期日　平成29年１月20日午後２時
平成28年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８２号
京都市右京区西京極芝ノ下町10番地１
破産者　土田　一已
1　破産債権の届出期間　平成28年12月19日まで
2　一般調査期日　平成29年２月22日午前10時
平成28年11月14日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９９号
埼玉県蓮田市馬込６―28　蓮田ビューパレーＡ521、旧住所さいたま市緑区道祖土２丁目５番25号　エスポワール301
破産者　高橋　　満
1　破産債権の届出期間　平成28年12月22日まで
2　一般調査期日　平成29年２月７日午前10時45分
平成28年11月10日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１３７号
大阪市東淀川区豊新１丁目１番５―807号
破産者　森島　　薫
1　破産債権の届出期間　平成28年12月26日まで
2　一般調査期日　平成29年２月２日午後２時30分
平成28年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第３６号
札幌市東区北16条東５丁目227番地６宮川ビル１Ｆ
清算株式会社　株式会社ノースインテック
代表清算人　奥山　友一
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第１００１号
千葉県浦安市鉄鋼通り１丁目１番５号
清算株式会社　武本工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１０３号
北海道天塩郡幌延町元町20番地
清算株式会社　幌延石油株式会社
代表清算人　野村　　忍
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者の協定債権のうち金11万円以下につき全額を、11万円を超える部分につき17.9092％を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
旭川地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２８年（再）第１号
京都府舞鶴市字下福井1183番地の７
再生債務者　舞鶴合同青果株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年11月11日
京都地方裁判所第５民事部